

令和4年度 世田谷区介護サービス事業者等 集団指導

対象：指定地域密着型通所介護事業所

世田谷区 高齢福祉部 介護保険課

本資料を確認するにあたっての注意点

- 根拠となる条文等については、対応する条番号のみ掲載しています。内容については、世田谷区ホームページ等からダウンロードの上、確認してください。
- 本資料の記載内容は、根拠となる条文等を一部抜粋しています。また、「チェックポイント」には、特に気を付けていただきたい点や見落としがちな点等を抽出して記載していますが、**記載内容が要件等の全てではありません。事業所を運営するにあたっては、必ず根拠法令や基準等の全文を確認してください。**
- 令和3年度報酬改定の内容については、厚生労働省ホームページ若しくは世田谷区ホームページに掲載している資料（厚生労働省作成）も併せて確認してください。
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/001/d00158387.html>
ホーム>目次から探す>福祉・健康>高齢・介護>介護保険事業者向け情報>介護事業者の方へのお知らせ>令和3年度介護報酬改定資料等について
※世田谷区ホームページの検索窓にページ番号「158387」を入力して検索すると、上記のページが表示されます。
- 本資料で説明している令和3年度報酬改定には、令和6年4月の義務化に向けて経過措置が設けられているものがありますので（令和6年3月までは努力義務）、各事業所は、当該義務化に適切に対応できるよう、関連規定等を確認の上、準備を進めてください。また、改定となったその他の規定や基準等についても、この機会にあらためて確認してください。

基準条例及び関係法令と本資料における略称

基準条例及び関係法令	略称
世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例 (平成25年3月世田谷区条例第17号) https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/005/d00015097_d/fil/15097_1.pdf	区条例
世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則 (平成25年3月世田谷区規則第7号) https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/005/d00015097_d/fil/15097_2.pdf	区条例施行規則
指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)	老計発第0331004号等
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第126号)	告示第126号
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)	老計発第0331005号等
厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号)	告示第95号

※区条例及び区条例施行規則の掲載ページは、世田谷区ホームページの検索窓にページ番号「15097」を入力して検索すると、表示されます。

介護サービス事業者等に対する指導について

■ 指導の目的と方針

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、省令や条例等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底させることを基本方針としている。

(世田谷区介護サービス事業者等の指導実施要綱)

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/008/d00134754_d/fil/shidou_youkou.pdf

ホーム>目次から探す>福祉・健康>高齢・介護>介護保険事業者向け情報>介護保険事故・苦情の届出、指導・監査に関する情報>世田谷区介護サービス事業者等集団指導について

※世田谷区ホームページの検索窓にページ番号「134754」を入力して検索すると、上記の要綱を掲載しているページが表示されます。

■ 実施方法

① 集団指導

世田谷区長が指定権限を有する介護サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

② 運営指導（令和4年5月1日より「**実地指導**」から改めた。）

介護保険法第23条に基づき、指導の対象となる介護サービス事業者等の事業所において、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式により行う。

令和3年度報酬改定の概要

目次① (令和3年度報酬改定の概要編)

● <u>介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進</u>	6
● <u>認知症介護基礎研修の受講義務</u>	7
● <u>ハラスメント対策の強化</u>	8
● <u>業務継続計画の策定等</u>	9
● <u>非常災害訓練への地域住民の参加・連携</u>	11
● <u>感染症の予防及びまん延の防止のための措置</u>	12
● <u>虐待の防止</u>	14
● <u>会議や多職種連携におけるICTの活用</u>	15
● <u>電磁的記録による記録の保存等</u>	17
● <u>感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少の場合の加算の新設</u>	19
● <u>療養通所介護の報酬体系の見直し（基本報酬単位等の変更）</u>	20
● <u>入浴介助加算の見直し（区分・単位数・要件の変更）</u>	22
● <u>生活機能向上連携加算の見直し（区分の追加）</u>	24
● <u>個別機能訓練加算の見直し（区分・単位数・要件の変更）</u>	26
● <u>ADL維持等加算の見直し（単位数・要件の変更）</u>	28
● <u>栄養アセスメント加算の新設</u>	30
● <u>栄養改善加算の見直し（要件の追加、単位数の変更）</u>	32
● <u>口腔・栄養スクリーニング加算の新設（栄養スクリーニング加算の見直し）</u>	33
● <u>口腔機能向上加算の見直し（区分・要件の追加）</u>	35
● <u>科学的介護推進体制加算の新設</u>	36
● <u>サービス提供体制強化加算の見直し（区分・単位数・要件の変更）</u>	37
● <u>特定処遇改善加算の見直し（要件の変更）</u>	39

介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進

■ 改定概要

- サービスの提供に当たって、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの向上に努めなければならないことが義務付けられた。

※PDCAサイクル…サービスの質の向上を図るための、利用者の状態に応じた計画の作成(Plan)、当該計画に基づく実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクルをいう。

■ チェックポイント

- ✓ 「科学的介護情報システム」(LIFE = Long-term care Information system For Evidence) に情報を提出することが望ましいこと。
- ✓ 上記の情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいこと。

根拠条文等

- 区条例 第4条第4項

- 老計発第0331004号等 第3の1の4の(1)

[※当該規定において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護以外のサービス種類についても同様の取扱いとされている。]

認知症介護基礎研修の受講義務

■ 改定概要

- 介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる従業者のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられた。
- 令和6年4月1日より義務化される。令和6年3月31日までは努力義務である。

■ チェックポイント

- ✓ 全ての従業者（医療・福祉関係資格を有さない者）に対し、認知症介護基礎研修を受講させているか。
- ✓ 新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者）に対し、採用後1年を経過するまでに、認知症介護基礎研修を受講させているか。

※受講対象者となる「医療・福祉関係資格を有さない者」とは、具体的には、次の資格者**以外**の者をいう。

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

根拠条文等

- 区条例 第60条の13第3項、令和3年3月改正附則第5項
- 老計発第0331004号等 第3の2の2の3の(6)の③

ハラスメント対策の強化

■ 改定概要

- 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、『雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律』及び『労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律』におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえたハラスメント対策が義務付けられた。

■ チェックポイント

- ✓ 『事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』及び『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』において規定されている措置等を講じているか。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html
- ✓ 『介護現場におけるハラスメント対策マニュアル』、『(管理職・職員向け)研修のための手引き』等を参考に、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のための必要な措置を講じているか。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

根拠条文等

- 区条例 第60条の13第4項
- 老計発第0331004号等 第3の2の2の3の(6)の④ [参照：第3の1の4の(22)の⑥]

業務継続計画の策定等

■ 改定概要

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられた。
※業務継続計画（BCP）…感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画をいう。
- 令和6年4月1日より義務化される。令和6年3月31日までは努力義務である。

■ チェックポイント

- ✓ 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。
- ✓ 事業所の従業者に対し、業務継続計画を周知しているか。
- ✓ 事業所の従業者に対し、必要な研修を年1回以上開催するとともに、新規採用時に実施しているか。また、研修の実施内容を記録しているか。
- ✓ 事業所の従業者に対し、訓練（シミュレーション）を年1回以上実施しているか。
- ✓ 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更を行っているか。
- ✓ 計画策定にあたっては、東京都福祉保健局が配信しているBCP策定のポイントについての説明動画（指定更新事業者研修会のもの）を参照すること。（**配信期間：令和5年3月31日まで**）
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/0_kyoutuu/index.html

（次ページへ続く）

業務継続計画の策定等

■ チェックポイント

(前ページの続き)



- ✓ 計画策定にあたっては、厚生労働省の『介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン』及び『介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン』を参照すること。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

(参考) 介護施設・事業所における業務継続計画 (BCP) ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画 (BusinessContinuityPlan) の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

(令和2年12月11日作成。必要に応じて更新予定。)

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

<p>介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン</p> <p>❖ ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。 ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。 <p>❖ 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BCPとは <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは (自然災害BCPとの違い) ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント ・ 新型コロナウイルス感染 (疑い) 者発生時の対応等 (入所系・通所系・訪問系) 等 	
<p>介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン</p> <p>❖ ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。 ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。 <p>❖ 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BCPとは <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災計画と自然災害BCPの違い ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント ・ 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応 (各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項) 等 	

根拠条文等

- 区条例 第33条の2 (第60条の20において準用)、令和3年3月改正附則第3項
- 老計発第0331004号等 第3の2の2の3の(7)

非常災害訓練への地域住民の参加・連携

■ 改定概要

- 災害への対応においては地域との連携が不可欠であることから、非常災害対策に必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることが義務付けられた。

■ チェックポイント

- ✓ 運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、定期的な避難、救出その他必要な訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めているか。
※運営推進会議…利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、知見を有する者等により構成される協議会をいう。
- ✓ 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしているか。

根拠条文等

- 区条例 第60条の15第2項
- 老計発第0331004号等 第3の2の2の3の(8)の②

感染症の予防及びまん延の防止のための措置

■ 改定概要

- 感染症の発生及びまん延等に関する取組みの徹底を求める観点から、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられた。
※感染対策委員会…感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をいう。
- 令和6年4月1日より義務化される。令和6年3月31日までは努力義務である。

■ チェックポイント

- ✓ 感染対策委員会をおおむね6月に1回以上開催しているか。
- ✓ 専任の感染対策を担当する者を決定しているか。
- ✓ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。
- ✓ 上記の指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定しているか。
- ✓ 上記の指針の整備にあたっては、『介護現場における感染対策の手引き』を参照しているか。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html
- ✓ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修を年1回以上開催しているか。
- ✓ 上記の研修を新規採用時に実施しているか。
- ✓ 上記の研修の実施内容を記録しているか。
- ✓ 実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を年1回以上実施しているか。

感染症の予防及びまん延の防止のための措置

(前ページの続き)

根拠条文等

- 区条例 第60条の16第2項、令和3年3月改正附則第4項
- 区条例施行規則 第16条の4の2
- 老計発第0331004号等 第3の2の2の3の(9)の②

虐待の防止

■ 改定概要

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられた。
※虐待防止検討委員会…虐待の発生・再発を防止するための委員会をいう。
- 令和6年4月1日より義務化される。令和6年3月31日までは努力義務である。

■ チェックポイント

- ✓ 虐待防止検討委員会を定期的に開催しているか。
- ✓ 上記の開催結果を従業者に周知徹底しているか。
- ✓ 上記の委員会の構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしているか。
- ✓ 虐待の防止のための指針を整備しているか。
- ✓ 虐待の防止のための研修を年1回以上開催しているか。
- ✓ 上記の研修を新規採用時に必ず実施しているか。
- ✓ 上記に掲げる各措置を適切に実施するため、専任の担当者を置いているか。
- ✓ 運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項について規定しているか。

根拠条文等

- 区条例 第4条第3項、第41条の2（第60条の20において準用）、第60条の12、令和3年3月改正附則第2項
- 老計発第0331004号等 第3の2の2の3の(12) [参照：第3の1の4の(31)]

会議や多職種連携におけるICTの活用

■ 改定概要

- 医療・介護の関係者のみで実施する会議等について、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』等を遵守した上で、テレビ電話装置等を活用して実施することができるものとする。
- 利用者の居宅を訪問して実施することが必要とされる場合を除き、利用者等が参加する会議等については、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して実施することができるものとする。
- 活用例
感染症対策委員会、運営推進会議、虐待防止検討委員会、生活機能向上連携加算及び個別機能訓練加算に係る利用者等に対する説明等

■ チェックポイント

- ✓ 利用者等が参加して実施するものについてテレビ電話装置等を活用する場合、利用者等の同意を得ているか。
- ✓ 上記の同意を得たことを記録しているか。
- ✓ ICTの活用にあたっては、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』等を遵守しているか。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

会議や多職種連携におけるICTの活用

(前ページの続き)

根拠条文等

(感染対策委員会)

- 区条例 第60条の16第2項
- 区条例施行規則 第16条の4の2第1号
- 老計発第0331004号等 第3の2の2の3の(9)の②

(運営推進会議)

- 区条例 第60条の17第2項
- 老計発第0331004号等 第3の2の2の3の(10)の①

(虐待防止検討委員会)

- 区条例 第41条の2第1号
(第60条の20において準用)
- 老計発第0331004号等 第3の2の2の3の(12)
[参照：第3の1の4の(31)の①]

(生活機能向上連携加算)

- 告示第126号 別表2の2注12
- 告示第95号 第15号の2のイ
- 老計発第0331005号等 第2の3の2(10)の①

(個別機能訓練加算)

- 告示第126号 別表2の2注13
- 告示第95号 第51号の4のイ、ロ
- 老計発第0331005号等 第2の3の2(11)の①

電磁的記録による記録の保存等

■ 改定概要

- 区条例において作成、保存等を書面で行うことが規定されている又は想定されているもの（被保険者証に関するものを除く）について、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』等を遵守した上で、電磁的記録により行うことができるものとする。
 - 活用例
サービスの提供の記録の作成・保存、地域密着型通所介護計画の作成・保存、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録の作成・保存、運営推進会議における報告等の記録の作成・保存等
- 区条例において交付、説明、同意等を書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』等を遵守した上で、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法により行うことができるものとする。
 - 活用例
重要事項説明書の交付・説明・同意、地域密着型通所介護計画の説明・同意・交付 等

電磁的記録による記録の保存等

(前ページの続き)

■ チェックポイント

- ✓ 電磁的方法による交付等を行う場合は、交付等の相手方の承諾を得ているか。
- ✓ 上記の承諾を得たことを記録しているか。
- ✓ 電磁的記録による書面の作成、保存等を行う場合及び電磁的方法による交付等を行う場合は、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』及び『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』等を遵守しているか。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

根拠条文等

- 区条例 第206条
- 老計発第0331004号等 第5

感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少の場合の加算の新設

■ 改定概要

- 感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、臨時的な利用者の減少による利用者一人あたりの経費の増加に対応するための加算（基本報酬の3%加算）が新設された。

■ チェックポイント

- ✓ 感染症又は災害の発生を理由として利用者数が減少している場合に該当するか。
- ✓ 当該月の利用者数の実績が、当該月の前年度における月平均の利用者数よりも5%（100分の5）以上減少している場合に該当するか。
- ✓ 当該加算は、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り算定しているか。
（ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要するなどの特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間の終了月の翌月から3月以内に限り、引き続き算定ができる。）
- ✓ 加算算定の期間内又は加算延長の期間内に、月の利用延人員数が算定基礎から5%以上減少していなかった場合は、当該月の翌月をもって算定終了となる。
- ✓ 加算分は、区分支給限度基準額の算定に含めないこと。

根拠条文等

- 告示第126号 別表2の2注5
- 老計発第0331005号等 第2の3の2(3) [関連通知：令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号]

療養通所介護の報酬体系の見直し（基本報酬単位等の変更）

改定概要

- 療養通所介護について、医療と介護の両方のニーズを持つ中重度の要介護者の状態やニーズに合わせた柔軟なサービス提供を図る観点から、従前の日単位の報酬体系から月単位の包括報酬とする体系に変更された。

《改定前》		《改定後》
[基本報酬] 療養通所介護費		[基本報酬] 療養通所介護費
3時間以上6時間未満 1,012単位/回		<u>12,691単位/月（新設）</u>
6時間以上8時間未満 1,519単位/回	⇒	※入浴介助を行わない場合は、上記単位数の95/100相当
		※提供回数が利用者1人当たり平均で月5回に満たない場合は、上記単位数の70/100相当
[加算]		[加算]
個別送迎体制強化加算 210単位/日		廃止
入浴介助体制強化加算 60単位/日		

チェックポイント

- ✓ 指定療養通所介護事業所であるか。
- ✓ 利用者は、難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の者であるか。
- ✓ サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするものであるか。
- ✓ 看護職員が利用者の居宅において状態を観察し、通所できる状態であることを確認しているか。
- ✓ 利用者が居宅に戻ったときにも状態の安定等を確認しているか。
- ✓ 算定の基礎となる登録日は、利用契約を結んだ日ではなく、サービスを実際に利用開始した日としているか。

（次ページへ続く）

療養通所介護の報酬体系の見直し（基本報酬単位等の変更）

（前ページの続き）

■ チェックポイント

【入浴介助を行わない場合の減算】

- ✓ 事業所の都合によって入浴介助を実施しない場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定（減算）しているか。
- ✓ 療養通所介護計画に入浴介助の提供が位置づけられている場合に、利用者側の事情により、算定月に入浴介助を1度も実施しなかった場合であっても、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定（減算）しているか。

※ただし、利用者の心身の状況や希望により、清拭又は部分浴を実施した場合はこの限りではない。

【サービス提供が過少である場合の減算】

- ✓ 算定月における利用者1人当たりのサービス提供の平均回数が月5回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定（減算）しているか。

根拠条文等

- 告示第126号 別表2の2注2、注3
- 厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号） 第27号の2ロ
- 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号） 第35号の2の3
- 老計発第0331005号等 第2の3の2(24)

入浴介助加算の見直し（区分・単位数・要件の変更）

■ 改定概要

- 利用者の自宅での入浴の自立を図る観点から、医師等が利用者の居宅を訪問し、利用者宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を作成して入浴介助を行うことを評価する区分が新設され、従前の加算区分や単位数等も変更された。

《改定前》
入浴介助加算 50単位／日 ⇒ 《改定後》
入浴介助加算 (Ⅰ) 40単位／日 ※ (Ⅰ) と (Ⅱ) の併算定は不可
入浴介助加算 (Ⅱ) 55単位／日 (新設)

■ チェックポイント

【入浴介助加算（Ⅰ）の主な要件】

- ✓ 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われているか。

【入浴介助加算（Ⅱ）（新設）の主な要件】

- ✓ 入浴介助加算（Ⅰ）の要件に適合しているか。
- ✓ 医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作や浴室の環境を評価しているか。
- ✓ 居宅の浴室が、利用者自身又は家族等の介助による入浴が難しい環境である場合、医師等が介護支援専門員や福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与や購入、住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行っているか。
- ✓ 機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等と連携して、個別の入浴計画を作成しているか。
- ✓ 上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴介助を行っているか。

（次ページへ続く）

入浴介助加算の見直し（区分・単位数・要件の変更）

（前ページの続き）

根拠条文等

- 告示第126号 別表2の2注10
- 告示第95号 第14号の3
- 老計発第0331005号等 第2の3の2(8)

生活機能向上連携加算の見直し（区分の追加）

■ 改定概要

- 外部のリハビリテーション専門職等との連携による自立支援・重度化防止に資する介護の推進を図る観点から、ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等がサービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する加算区分が追加された。

《改定前》
生活機能向上連携加算 200単位／月 ⇒ 《改定後》
生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位／月（新設） ※（Ⅰ）は3月に1回が限度
※（Ⅰ）は個別機能訓練加算との併算定は不可 ※（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定は不可
生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位／月
※（Ⅱ）は個別機能訓練加算との併算定の場合は100単位／月

■ チェックポイント

【生活機能向上連携加算（Ⅰ）（新設）の主な要件】

- ✓ 利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等の助言に基づき行っているか。
※リハビリテーションを実施している医療提供施設
医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないものに限る。また、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。
- ✓ 上記の評価及び個別機能訓練計画の作成は、機能訓練指導員等が共同して行っているか。
- ✓ 個別機能訓練計画の作成にあたり、機能訓練指導員等は、利用者のADL・IADLの状況を把握している理学療法士等からの助言を受けているか。

（次ページへ続く）

生活機能向上連携加算の見直し（区分の追加）

（前ページの続き）

■ チェックポイント

【生活機能向上連携加算（Ⅰ）（新設）の主な要件】（続き）

- ✓ 個別機能訓計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備しているか。
- ✓ 個別機能訓計画に基づき、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供しているか。
- ✓ 機能訓練指導員等は、理学療法士等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練計画の進捗状況等を評価しているか。
- ✓ 機能訓練指導員等は、3月ごとに1回以上、利用者又はその家族に機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明しているか。
- ✓ 機能訓練指導員等は、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っているか。
- ✓ 機能訓練に関する記録は、利用者ごとに保管されているか。
- ✓ 上記の記録は、常に機能訓練指導員等が閲覧可能か。
- ✓ 個別機能訓練を提供した初回の月に限り算定しているか。
（理学療法士等の助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合は再度算定が可能だが、利用者の急性憎悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、初回の月の翌月及び翌々月は算定しないこと。）
- ✓ 個別機能訓練加算を算定している月に、生活機能向上連携加算（Ⅰ）を算定していないか。

根拠条文等

- 告示第126号 別表2の2注12
- 告示第95号 第15号の2
- 老計発第0331005号等 第2の3の2(10)

個別機能訓練加算の見直し（区分・単位数・要件の変更）

改定概要

- 利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、人員配置基準等の算定要件が見直されるとともに、加算区分等が再編された。

《改定前》	⇒	《改定後》	
個別機能訓練加算（Ⅰ） 46単位／日		個別機能訓練加算（Ⅰ） <u>イ 56単位／日</u>	※（Ⅰ）のイとロの同一日における併算定は不可 ※（Ⅱ）は（Ⅰ）に上乗せして月単位で算定
個別機能訓練加算（Ⅱ） 56単位／日		個別機能訓練加算（Ⅰ） <u>ロ 85単位／日</u>	
		個別機能訓練加算（Ⅱ） <u>20単位／月（新設）</u>	

チェックポイント ※下線部分は改定に伴う主な変更点

【個別機能訓練加算（Ⅰ）イの主な要件】

- ✓ ①専従の理学療法士等を1名以上配置しているか。
- ✓ ②機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成しているか。
- ✓ ③上記の計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っているか。
- ✓ ④個別機能訓練計画の作成及び実施において、利用者の身体機能及び生活機能向上のため、複数の種類の訓練項目を準備し、利用者の生活意欲が増進されるように援助しているか。
- ✓ ⑤利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を行っているか。
- ✓ ⑥機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成しているか。
- ✓ ⑦個別機能訓練計画作成後、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、居宅での生活状況をその都度確認しているか。
- ✓ ⑧上記の訪問時に、利用者又は家族に対して個別機能訓練の実施状況や効果等について説明し、記録しているか。

（次ページへ続く）

個別機能訓練加算の見直し（区分・単位数・要件の変更）

（前ページの続き）

■ チェックポイント ※下線部分は改定に伴う主な変更点

【個別機能訓練加算（Ⅰ）イの主な要件】（続き）

- ✓ ⑨個別機能訓練計画作成後、必要に応じて計画の見直し等を行っているか。
- ✓ ⑩個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団（個別対応を含む。）に対して、個別機能訓練指導員が直接行っているか。
- ✓ ⑪個別機能訓練は、概ね週1回以上実施することを目安としているか。

【個別機能訓練加算（Ⅰ）ロの主な要件】

- ✓ ①個別機能訓練加算（Ⅰ）イ①の理学療法士等に加え、専従の理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置しているか。
- ✓ ②個別機能訓練加算（Ⅰ）イの②～⑪の要件に適合しているか。

【個別機能訓練加算（Ⅱ）（新設）の主な要件】

- ✓ ①個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロの要件に適合しているか。
- ✓ ②科学的介護情報システム(LIFE)を活用して個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出しているか。
（提出頻度は新規計画作成月、計画変更月、3月に1回）
- ✓ ③機能訓練の実施に当たって、上記の情報や機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているか。

根拠条文等

- 告示第126号 別表2の2注13
- 告示第95号 第51号の4
- 老計発第0331005号等 第2の3の2(11)

ADL維持等加算の見直し（単位数・要件の変更）

改定概要

- 自立支援・重度化防止に向けた取組を一層推進する観点から、より自立支援等に効果的な取組みを行い、利用者のADLを良好に維持・改善する事業者を高く評価する新たな加算区分に再編された。

《改定前》

ADL維持等加算（Ⅰ） 3単位／月

ADL維持等加算（Ⅱ） 6単位／月

《改定後》

ADL維持等加算（Ⅰ） 30単位／月

ADL維持等加算（Ⅱ） 60単位／月

※評価対象期間の満了月の翌月から12月以内の期間に限り算定可

※（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定は不可

チェックポイント ※加算算定要件はほぼ全面的に変更された。

【ADL維持等加算（Ⅰ）の主な要件】

- ✓ 加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして世田谷区長に届け出ているか（令和4年度以降に加算を算定する場合）。
- ✓ 評価対象者（評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上か。
 - ※評価対象利用期間…評価対象期間における当該事業所の利用期間をいう（「評価対象期間」とは異なるので注意）。
 - ※評価対象期間…ADL維持等加算の算定開始月の前年の同月から起算して12月までの期間をいう（「評価対象利用期間」とは異なるので注意）。
- ✓ 評価対象者全員について、評価対象利用開始月と、その翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの最終利用月）にADLの評価及びADL値の測定を行っているか。
 - ※評価対象利用開始月…評価対象利用期間の初月をいう。
- ✓ 上記の測定月ごとに、科学的介護情報システム(LIFE)を活用して、厚生労働省に上記測定の情報提出しているか。
- ✓ 評価対象者のADL利得の平均値が1以上か。
 - ※ADL利得…評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて、一定の基準に基づき算出した値をいう。
- ✓ ADL値の評価は、一定の研修を受けた者が行っているか。
- ✓ 評価対象期間の満了月の翌月から12月以内の期間に限り算定しているか。

（次ページへ続く）

ADL維持等加算の見直し（単位数・要件の変更）

（前ページの続き）

■ チェックポイント ※加算算定要件はほぼ全面的に変更された。

【ADL維持等加算（Ⅱ）の主な要件】

- ✓ 加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして世田谷区長に届け出ているか（令和4年度以降に加算を算定する場合）。
- ✓ 評価対象者（評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上か。
- ✓ 評価対象者全員について、評価対象利用開始月と、その翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの最終利用月）にADLの評価及びADL値の測定を行っているか。
- ✓ 上記の測定月ごとに、科学的介護情報システム(LIFE)を活用して、厚生労働省に上記測定の情報を提出しているか。
- ✓ 評価対象者のADL利得の平均値が2以上か。
- ✓ ADL値の評価は、一定の研修を受けた者が行っているか。
- ✓ 評価対象期間の満了月の翌月から12月以内の期間に限り算定しているか。

根拠条文等

- 告示第126号 別表2の2注14
- 告示第95号 第16号の2
- 老計発第0331005号等 第2の3の2(12)

栄養アセスメント加算の新設

■ 改定概要

- 栄養改善が必要な者を的確に把握し、適切なサービスにつなげていく観点から、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行ったことを評価する「栄養アセスメント加算」が新設された。

《新設》

栄養アセスメント加算 50単位／月

■ チェックポイント

- ✓ 管理栄養士を1名以上配置しているか。
- ✓ 管理栄養士等が共同して、利用者ごとに栄養アセスメントを行っているか。
- ✓ 利用者又は家族に、上記アセスメントの結果を説明しているか。
- ✓ 必要に応じ、利用者又は家族の相談等に対応しているか。
- ✓ 科学的介護情報システム(LIFE)を活用して、利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出しているか。（提出頻度は栄養アセスメント実施月及び3月に1回以上）
- ✓ 栄養管理の実施に当たって、上記の情報や栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているか。

(次ページへ続く)

栄養アセスメント加算の新設

(前ページの続き)

■ チェックポイント

- ✓ 栄養アセスメントを3月に1回以上、下記①～④の手順で行っているか。
 - ①利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握しているか。
 - ②管理栄養士等が共同して、利用者ごとの解決すべき栄養管理上の課題の把握を行っているか。
 - ③上記①及び②の結果を利用者または家族に説明し、必要に応じて栄養食事相談や情報提供等を行っているか。
 - ④低栄養状態やそのおそれのある利用者について、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼しているか。
- ✓ 利用者の体重を1月毎に測定しているか。
 - 【利用者が複数の通所事業所等を利用している場合の取扱い】
- ✓ 栄養アセスメント加算を算定する事業所については、サービス担当者会議等で、利用している各種サービスと栄養状態との関連性や実施時間の実績、利用者又は家族の希望等も踏まえて検討した上で、介護支援専門員が事業所間の調整を行って決定しているか。
- ✓ 上記で決定した事業所が継続的に栄養アセスメントを実施しているか。

根拠条文等

- 告示第126号 別表2の2注17
- 告示第95号 第18号の2
- 老計発第0331005号等 第2の3の2(15)

栄養改善加算の見直し（要件の追加、単位数の変更）

■ 改定概要

- 栄養改善が必要な者を的確に把握し、適切なサービスにつなげていく観点から、栄養改善サービスの提供に当たり、必要に応じて居宅を訪問することを新たに求めるとともに、単位数が変更された。

《改定前》
栄養改善加算 150単位／回 ⇒ 《改定後》
栄養改善加算 200単位／回 ※原則3月以内、月2回が限度

■ チェックポイント

加算算定において、下記の要件が追加された。

- ✓ 管理栄養士等が栄養改善サービスを行う際に、利用者又はその家族の同意を得て、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問しているか。

根拠条文等

- 告示第126号 別表2の2注18
- 告示第95号 第19号
- 老計発第0331005号等 第2の3の2(16)

口腔・栄養スクリーニング加算の新設（栄養スクリーニング加算の見直し）

■ 改定概要

- 利用者の口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行うことにより、口腔機能低下の重症化等の予防、維持、回復等につなげる観点から、従前の栄養スクリーニング加算を改め、介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを評価する「口腔・栄養スクリーニング加算」が新設された。

《改定前》	《改定後》				
栄養スクリーニング加算 5単位/回	⇒	<table> <tr> <td>口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位/回 （新設）</td> <td rowspan="2">※（Ⅰ）・（Ⅱ）とも、6月に1回が限度 ※（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定は不可</td> </tr> <tr> <td>口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位/回 （新設）</td> </tr> </table>	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位/回 （新設）	※（Ⅰ）・（Ⅱ）とも、6月に1回が限度 ※（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定は不可	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位/回 （新設）
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位/回 （新設）	※（Ⅰ）・（Ⅱ）とも、6月に1回が限度 ※（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定は不可				
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位/回 （新設）					

■ チェックポイント

【口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（新設）の主な要件】

- ✓ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行っているか。
- ✓ 上記で確認した情報を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供しているか。
- ※以下の要件は、療養通所介護費を算定している場合は不問。
- ✓ 算定月が、栄養アセスメント加算を算定している月に該当しないか。
- ✓ 算定月が、利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている月に該当しないか。
※ただし、本件加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、当該栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、本件加算の算定月でも栄養改善加算を算定できる。
- ✓ 算定月が、利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている月に該当しないか。
※ただし、本件加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、当該口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、本件加算の算定月でも口腔機能向上加算を算定できる。

（次ページへ続く）

口腔・栄養スクリーニング加算の新設（栄養スクリーニング加算の見直し）

■ チェックポイント

（前ページの続き）

【口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（新設）の主な要件】

- ✓ 療養通所介護費を算定している場合に該当しないか。
- ✓ 下記の①又は②のいずれかに適合しているか。
 - ①下記A～Dのいずれにも適合している場合
 - A 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態の確認を行っていること。
 - B 上記で確認した情報を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
 - C 算定月が、栄養アセスメント加算を算定している、又は利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている月であること。
 - D 算定月が、利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている月ではないこと。
※ただし、本件加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、当該口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、本件加算の算定月でも口腔機能向上加算を算定できる。
 - ②下記E～Hのいずれにも適合している場合
 - E 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態の確認を行っていること。
 - F 上記で確認した情報を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
 - G 算定月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている月ではないこと。
※ただし、本件加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、当該栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、本件加算の算定月でも栄養改善加算を算定できる。
 - H 算定月が、利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている月であること。

根拠条文等

- 告示第126号 別表2の2注19
- 告示第95号 第51号の6
- 老計発第0331005号等 第2の3の2(17)

口腔機能向上加算の見直し（区分・要件の追加）

改定概要

- 口腔ケアの向上を図る観点から、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって当該情報等を活用していることを評価する加算区分が追加された。

《改定前》		《改定後》	
口腔機能向上加算 150単位/回	⇒	口腔機能向上加算 (Ⅰ) 150単位/回	※ (Ⅰ)・(Ⅱ)とも、原則3月以内、月2回が限度
		口腔機能向上加算 (Ⅱ) 160単位/回 (新設)	※ (Ⅰ)と(Ⅱ)の併算定は不可

チェックポイント

- 【口腔機能向上加算 (Ⅰ) の主な要件】 ※下記要件の根拠規定が告示第126号（算定に関する基準）から告示第95号（大臣が定める基準）へ変更された。
- ✓ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置しているか。
 - ✓ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握しているか。
 - ✓ 言語聴覚士等が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成しているか。
 - ✓ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているか。
 - ✓ 利用者の口腔機能を定期的に記録しているか。
 - ✓ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価しているか。
- 【口腔機能向上加算 (Ⅱ) (新設) の主な要件】
- ✓ 口腔機能向上加算 (Ⅰ) の要件のいずれにも適合しているか。
 - ✓ 科学的介護情報システム(LIFE)を活用して、利用者の口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出しているか。
(提出頻度は新規計画作成月、計画変更月、3月に1回)
 - ✓ 口腔機能向上サービスの実施に当たって、上記の情報や口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているか。

根拠条文等

- 告示第126号 別表2の2注20
- 告示第95号 第51号の7
- 老計発第0331005号等 第2の3の2(18)

科学的介護推進体制加算の新設

■ 改定概要

- 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組みを推進し、介護サービスの質の向上を図る観点から、PDCAサイクルの推進・ケアの質の向上の取組みを評価する「科学的介護推進体制加算」が新設された。

※PDCAサイクル…サービスの質の向上を図るための、利用者の状態に応じた計画の作成(Plan)、当該計画に基づく実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクルをいう。

《新設》

科学的介護推進体制加算 40単位/月

■ チェックポイント

- ✓ 科学的介護情報システム(LIFE)を活用して、利用者全員のADL値等や心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出しているか。
- ✓ 必要に応じて地域密着型通所介護計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、上記の情報等の必要な情報を活用しているか。
- ✓ 下記①～⑤の取組みを行っているか。
 - ①利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するための地域密着型通所介護計画を作成しているか。
 - ②上記①の計画に基づき、利用者の自立支援や重度化防止のための介護を実施しているか。
 - ③多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供のあり方について検証を行っているか。
 - ④上記③の検証に当たって、科学的介護情報システム(LIFE)への提出情報及びフィードバック情報等も活用しているか。
 - ⑤検証結果に基づき、利用者の地域密着型通所介護計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努めているか。

根拠条文等

- 告示第126号 別表2の2注21
- 老計発第0331005号等 第2の3の2(19)

サービス提供体制強化加算の見直し（区分・単位数・要件の変更）

改定概要

- サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、加算に係る区分・単位数・要件が改められた。

《改定前》

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 18単位／回
 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 12単位／回
 サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 6単位／回
 サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位／回

⇒

《改定後》

(1)地域密着型通所介護費（告示第126号の別表2の2イ）を算定している場合

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22単位／回（新設）

サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18単位／回（新設） ※（Ⅰ）～（Ⅲ）の併算定は不可

サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位／回（新設）

(2)療養通所介護費（告示第126号の別表2の2ロ）を算定している場合

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）イ 48単位／月（新設） ※ イとロの併算定は不可

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）ロ 24単位／月（新設）

チェックポイント

- ✓ 加算分は、区分支給限度基準額の算定に含めないこと。

【サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（新設）の主な要件】

- ✓ 下記①②のいずれかに該当すること。

①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が常勤換算方法で100分の70以上か。

②介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が常勤換算方法で100分の25以上か。

（次ページへ続く）

サービス提供体制強化加算の見直し（区分・単位数・要件の変更）

■ チェックポイント

（前ページの続き）

【サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（新設）の主な要件】

- ✓ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が常勤換算方法で100分の50以上か。

【サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（新設）の主な要件】

- ✓ 下記①②のいずれかに該当すること。

①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が常勤換算方法で100分の40以上か。

②指定地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員（生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員）の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上か。

【サービス提供体制強化加算（Ⅲ）イ（新設）の主な要件】

- ✓ 指定療養通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上か。

【サービス提供体制強化加算（Ⅲ）ロ（新設）の主な要件】

- ✓ 指定療養通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上か。

根拠条文等

- 告示第126号 別表2の2ハ
- 告示第95号 第51号の8
- 老計発第0331005号等 第2の3の2(25) [参照：第2の2(16)④～⑦]

特定処遇改善加算の見直し（要件の変更）

改定概要

- 介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨を維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点からの見直しが行われた。
- 平均の賃金改善額の配分ルールが見直された。

<p>《改定前》賃金改善に必要な見込額の平均</p> <ul style="list-style-type: none"> * 経験・技能のある介護職員が、他の介護職員の2倍以上 * 他の介護職員が、その他の職種の2倍以上 	⇒	<p>《改定後》賃金改善に必要な見込額の平均</p> <ul style="list-style-type: none"> * 経験・技能のある介護職員が、他の介護職員より<u>高い</u> * 他の介護職員が、その他の職種の2倍以上
---	---	---
- 職場環境等要件について、事業者による職場環境改善の取組みをより実効性が高いものとする観点からの見直しが行われ、下記①～⑥の区分ごとに1以上の取組みを行っていることが要件となった。
 ※処遇改善加算についても、下記①～⑥の全体で1以上の取組みを行っていることが要件となった。
 - ①入職促進に向けた取組
 - ②資質の向上やキャリアアップに向けた支援
 - ③両立支援・多様な働き方の推進
 - ④腰痛を含む心身の健康管理
 - ⑤生産性の向上のための業務改善の取組
 - ⑥やりがい・働きがいの醸成

根拠条文等

- 告示第126号 別表2の2ホ
- 告示第95号 第51号の10
- 老計発第0331005号等 第2の3の2(27)（第2の2(18)を準用） [関連通知：令和4年6月21日老発0621第1号]

運営指導における 主な指摘事項

※令和4年5月1日より、「実地指導」→「運営指導」へ改めた。
※根拠条文等は令和3年度報酬改定に伴う改正後のものを記載した。

目次②

(運営指導における主な指摘事項 編)

● <u>従業者の員数</u>	42
● <u>内容及び手続の説明並びに同意</u>	44
● <u>サービスの提供の記録</u>	45
● <u>地域密着型通所介護計画の作成</u>	46
● <u>勤務体制の確保等</u>	48
● <u>定員の遵守</u>	49
● <u>非常災害対策</u>	50
● <u>秘密保持等</u>	51
● <u>地域との連携等</u>	52
● <u>事故発生時の対応</u>	53
● <u>変更の届出等</u>	54
● <u>地域密着型通所介護費</u>	55
● <u>延長加算</u>	57
● <u>個別機能訓練加算</u>	58
● <u>口腔機能向上加算</u>	60

従業者の員数

■ 運営指導でよくある指摘

- 生活相談員について、指定地域密着型通所介護の提供日ごとに必要な数の生活相談員を配置していない。
- 指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数に比して、確保すべき看護職員又は介護職員の勤務時間数を満たしていない。
- 利用定員が10人を超える事業所において、看護職員を単位ごとに1以上配置していない。
- 介護職員（利用定員10人以下の場合、看護職員又は介護職員）について、指定地域密着型通所介護に常時1人以上従事させていない。
- 機能訓練指導員について、1以上配置していない。
- 生活相談員又は介護職員のうち1人以上の常勤を置いていない。

■ チェックポイント

- ✓ 生活相談員について、サービスの提供日ごとに、提供時間帯における生活相談員の勤務時間数の合計を、提供時間帯の時間数で除した数が、1以上確保されるように配置しているか。
- ✓ 利用定員が10人以下である場合にあっては、サービスの提供単位ごとに、提供時間帯における看護職員又は介護職員（いずれも専らサービス提供に当たる者に限る。）の勤務時間数の合計を、提供単位時間数で除した数が、1以上確保されるよう配置しているか。

(次ページへ続く)

従業者の員数

■ チェックポイント

(前ページの続き)

- ✓ 事業所の利用定員が10人を超える場合において、看護職員をサービス提供の単位ごとに1以上配置しているか。
- ✓ サービスの提供単位ごとに、専らサービス提供に当たる介護職員（利用定員10人以下の場合、看護職員又は介護職員）を常時1人以上従事させているか。
- ✓ 機能訓練指導員を1以上配置しているか。
- ✓ 機能訓練指導員としての資格を有する者を配置しているか。
- ✓ 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤を置いているか。

根拠条文等

- 区条例 第60条の3第1項～第3項、第6項～第7項
- 老計発第0331004号等 第3の2の2の1の(1)の④、⑤、(3)

内容及び手続の説明並びに同意

■ 運営指導でよくある指摘

- 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていない。
- 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、提供するサービスの第三者評価の実施状況について説明していない。

■ チェックポイント

- ✓ サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、サービス選択に必要な重要事項について、文書を交付して説明を行っているか。

【重要事項の主なもの】

事業所の重要事項の規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、
第三者評価の実施状況（実施の有無、直近の実施年月日、評価機関の名称、評価結果の開示状況）

- ✓ 当該事業所からサービス提供を受けることについて、利用申込者の同意を得ているか。

根拠条文等

- 区条例 第10条第1項（第60条の20において準用）
- 老計発第0331004号等 第3の1の4の(2)の①（第3の2の2の3の(14)において準用）

サービスの提供の記録

■ 運営指導でよくある指摘

- 指定地域密着型通所介護を提供した際の利用者の心身の状況を記録していない。

■ チェックポイント

- ✓ サービスを提供した際に、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録しているか。

根拠条文等

- 区条例 第21条第2項（第60条の20において準用）
- 老計発第0331004号等 第3の1の4の(12)の②（第3の2の2の3の(14)において準用）

地域密着型通所介護計画の作成

■ 運営指導でよくある指摘

- 地域密着型通所介護計画について、利用者の心身の状況等を踏まえて作成していない。
- 地域密着型通所介護計画が、居宅サービス計画の内容に沿って作成されていない。
- 地域密着型通所介護計画の作成に当たって、その内容について利用者の同意を得ていない。
- 地域密着型通所介護計画を作成した際に、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していない。
- 地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていない。
- 地域密着型通所介護計画の実施状況及び評価について、利用者又はその家族に説明していない。

(次ページへ続く)

地域密着型通所介護計画の作成

■ チェックポイント

(前ページの続き)

- ✓ 地域密着型通所介護計画の作成に当たり、利用者の心身の状況等を把握・分析し、サービス提供によって解決すべき問題状況を明らかに（アセスメント）しているか。
- ✓ 既に居宅サービス計画が作成されている場合に、当該居宅サービス計画の内容に沿って地域密着型通所介護計画を作成しているか。
- ✓ 地域密着型通所介護計画作成に当たって、その内容について利用者又は家族に説明しているか。
- ✓ 地域密着型通所介護計画の内容について利用者の同意を得ているか。
- ✓ 作成した地域密着型通所介護計画を利用者に交付しているか。
- ✓ 各利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。
- ✓ 地域密着型通所介護計画の実施状況や評価について、利用者又は家族に説明を行っているか。
- ✓ 上記の説明を行ったことが確認できる措置を講じているか。

根拠条文等

- 区条例 第60条の10第1項～第5項
- 老計発第0331004号等 第3の2の2の3の(3)の③、④、⑤

勤務体制の確保等

■ 運営指導でよくある指摘

- 月ごとに作成された勤務表において、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、介護職員、機能訓練指導員の配置を明確にしていない。
- 月ごとに作成された勤務表において、管理者又は従業者が生活相談員及び介護職員として勤務する時間（兼務関係）が明確になっていない。
- 従業者に対して研修の機会を確保していない。

■ チェックポイント

- ✓ 原則として月ごとの勤務表を作成しているか。
- ✓ 勤務表において、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。
- ✓ 従業者の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。

根拠条文等

- 区条例 第60条の13第1項、第3項
- 老計発第0331004号等 第3の2の2の3の(6)の①、③

定員の遵守

■ 運営指導でよくある指摘

- 定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行った日がある。

■ チェックポイント

- ✓ サービス提供時間中に、当該事業所の利用定員を上回る利用者（自費による利用者を含む。）に対し、サービス提供を行っていないか。

根拠条文等

- 区条例 第60条の14

非常災害対策

■ 運営指導でよくある指摘

- 非常災害に関する具体的計画を定めていない。
- 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていない。

■ チェックポイント

- ✓ 非常災害に関する具体的計画を立てているか。
- ✓ 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しているか。
- ✓ 非常災害計画及び非常災害時の通報・連携体制を定期的に従業者に周知しているか。
- ✓ 非常災害計画に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。

根拠条文等

- 区条例 第60条の15第1項
- 老計発第0331004号等 第3の2の2の3の(8)

秘密保持等

■ 運営指導でよくある指摘

- 管理者の指揮命令下にある従業者に対して、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持について必要な措置を講じていない。
- サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いることについて、文書により同意を得ていない。

■ チェックポイント

- ✓ 従業者に対して、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する旨の措置を雇用時等に講じているか。（例：雇用時に秘密の保持に関する誓約書等を徴しているなど）
- ✓ 従業者から秘密保持に関する誓約書を徴する場合、従業者でなくなった後においても、秘密を保持する旨が明記されているか。
- ✓ 利用者の個人情報を用いる場合、利用者の同意を、あらかじめ文書により得ているか。
- ✓ 利用者の家族の個人情報を用いる場合、家族全員の同意又は家族代表等による包括的な同意を、あらかじめ文書により得ているか。

根拠条文等

- 区条例 第36条第1項～第3項（第60条の20において準用）
- 老計発第0331004号等 第3の1の4の(26)の②、③（第3の2の2の3の(14)において準用）

地域との連携等

■ 運営指導でよくある指摘

- 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を公表していない。
- 運営推進会議を、事業者、利用者及び家族のみで開催している。
- 運営推進会議を、区条例施行規則で定める回数以上開催していない。

※運営推進会議…利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、知見を有する者等により構成される協議会をいう。

■ チェックポイント

- ✓ 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成しているか。
- ✓ 上記の記録を公表しているか。
- ✓ 上記の公表に当たっては、個人情報保護に配慮しているか。
- ✓ 地域住民の代表者や、あんしんすこやかセンターの職員、知見を有する者等が、運営推進会議に参加しているか。
- ✓ 運営推進会議をおおむね6月に1回開催しているか。

根拠条文等

- 区条例 第60条の17第1項、第3項

事故発生時の対応

■ 運営指導でよくある指摘

- 指定地域密着型通所介護の提供に伴い発生した事故について、「世田谷区介護保険事故報告取扱要領」に従い区に連絡をしていない。

■ チェックポイント

- ✓ サービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族、指定居宅介護支援事業者等に連絡を行っているか。
- ✓ 上記の場合に、必要な措置を講じているか。
- ✓ 区に連絡すべき事故について、「世田谷区介護保険事故報告取扱要領」の定めに従って報告しているか。

※要領は、下記URL又は世田谷区ホームページで検索窓にページ番号「29537」を入力して検索すると閲覧・入手が可能。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/008/d00029537.html>

根拠条文等

- 区条例 第60条の18第1項
- 老計発第0331004号等 第3の2の2の3の(11)

変更の届出等

■ 運営指導でよくある指摘

- 事業者の代表者、利用料、利用定員、従業者の勤務の体制の変更について、変更の届出を行っていない。
- 各室について、指定申請等において提出した平面図とは異なる運用により、サービス提供に利用可能な面積に変更が生じているにもかかわらず、区への変更の届出を行っていない。

■ チェックポイント

- ✓ 指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、10日以内に、世田谷区長へ届け出ているか。
- ✓ 上記の届出は、所定の変更届出書により行っているか。

※変更届出書は、下記URL又は世田谷区ホームページで検索窓にページ番号「18436」を入力して検索すると閲覧・入手が可能。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/005/d00018436.html>

根拠条文等

- 介護保険法（平成9年法律第123号） 第78条の5第1項
- 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） 第131条の3の2第1項、第131条の13第1項第3号

地域密着型通所介護費

■ 運営指導でよくある指摘

- 地域密着型通所介護計画に位置付けられていない日に提供したサービスについて、介護報酬を請求している。
- 地域密着型通所介護計画に位置付けられていない内容のサービス提供について、介護報酬を請求している。
- 地域密着型通所介護計画が未作成である期間に提供したサービスについて、介護報酬を請求している。
- 地域密着型通所介護計画に位置付けられた指定地域密着型通所介護の提供に係る標準的な時間を超えて、サービスの提供をした際に、現に要した時間に応じた所定単位数で介護報酬を請求している。

■ チェックポイント

- ✓ 地域密着型通所介護計画に位置付けられた日及び内容により行われたサービスについてのみ、介護給付費を算定しているか。
 - 計画に位置付けられていない日又は内容のサービスは、介護給付費の算定の対象外。

地域密着型通所介護費

■ チェックポイント

(前ページの続き)

- ✓ 地域密着型通所介護計画が作成されている期間に行われたサービスについてのみ、介護給付費を算定しているか。
→計画が未作成の期間に行われたサービスは、介護給付費の算定の対象外。
- ✓ 地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容のサービス提供を行うのに要する標準的な時間（現に要した時間ではない。）に応じた所定単位数により、介護給付費を算定しているか。

根拠条文等

- 告示第126号 別表2の2注1
- 老計発第0331005号等 第2の3の2の(1)
- 区条例 第60条の9第3号
- 老計発第0331004号等 第3の2の2の3の(2)①

延長加算

■ 運営指導でよくある指摘

- 延長加算の算定にあたり、所要時間8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行っていない場合についても、介護報酬を請求している。

■ チェックポイント

- ✓ 延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満のサービス提供の前後に連続して延長サービスを行った場合に、通算した合計時間が9時間以上となった部分について算定しているか。
 - 所要時間8時間以上9時間未満のサービス提供を行っていない場合は、延長加算の算定は認められない。
- ✓ 宿泊サービスを提供している場合に、延長加算を算定していないか。

根拠条文等

- 告示第126号 別表2の2注6
- 老計発第0331005号等 第2の3の2の(4)

個別機能訓練加算

■ 運営指導でよくある指摘

- 個別機能訓練計画に位置付けずに行った機能訓練について、個別機能訓練加算を算定している。
- 機能訓練指導員等（機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者）が共同して個別機能訓練計画を作成していない。
- 個別機能訓練計画作成後、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、機能訓練の内容及び個別機能訓練計画の進捗状況等の説明及び訓練内容の見直し等を行っていない。

■ チェックポイント

- ✓ 利用者ごとに個別機能訓練計画を作成しているか。
- ✓ 上記の計画に基づき、計画的に機能訓練を行っているか。
→個別機能訓練計画に位置付けずに行った機能訓練は、加算の算定の対象外。
- ✓ 個別機能訓練計画は、機能訓練指導員等が共同して作成しているか。
- ✓ 個別機能訓練計画は、利用者ごとの目標、実施時間、実施方法等を内容として作成しているか。

(次ページへ続く)

個別機能訓練加算

■ チェックポイント

(前ページの続き)

- ✓ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成しているか。
 - ✓ 個別機能訓練計画作成後、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認しているか。
 - ✓ 上記の訪問時に、利用者又は家族に計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し、記録しているか。
 - ✓ 個別機能訓練計画作成後、必要に応じて計画の見直し等を行っているか。
- 機能訓練の内容や計画の進捗状況等の利用者等への説明、訓練内容の見直し等について、計画作成後3月ごとに1回以上行わずに実施した個別機能訓練は、加算の算定の対象外。

根拠条文等

- 告示第126号 別表2の2注13
- 告示第95号 第51号の4のイの(2)、(4)
- 老計発第0331005号等 第2の3の2の(11)

口腔機能向上加算

■ 運営指導でよくある指摘

- 言語聴覚士等（言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員）の配置について、当該事業所の言語聴覚士等ではない者を、口腔機能向上加算に係る言語聴覚士等として位置付けている。
- 口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価を行っていないにもかかわらず、3月を超えて引き続き行った口腔機能向上サービスについて、口腔機能向上加算を算定している。
- 口腔機能向上加算の算定に際し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、口腔機能改善管理指導計画を作成していない。

■ チェックポイント

- ✓ 口腔機能向上サービスについて、言語聴覚士等を1名以上配置して行っているか。
→言語聴覚士等を配置していない場合は、口腔機能向上加算の算定は認められない。
- ✓ 3月を超えて引き続き口腔機能向上加算を算定する場合、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者に関し、算定しているか。
→3月ごとの評価の結果、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められなかった利用者については、3月を超えて引き続きの口腔機能向上加算の算定は認められない。

(次ページへ続く)

口腔機能向上加算

■ チェックポイント

(前ページの続き)

→口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者とは、3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、次の①②のいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められる者である。

①口腔清潔、唾液分泌、咀嚼、嚥下、食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者

②当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が低下するおそれのある者

- ✓ 利用開始時に、言語聴覚士等が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行っているか。
- ✓ 言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成しているか。

根拠条文等

- 告示第126号 別表2の2注20
- 告示第95号 第51号の7のイの(1)、(2)、(4)
- 老計発第0331005号等 第2の3の2の(18)の②、⑤、⑥

- 本資料に掲載している内容は、「令和3年度報酬改定の概要」及び「運営指導における主な指摘事項」とともに全体のうちの一部です。掲載していない項目についても、必ず要件等を確認してください。また、掲載している項目についても、要件等の全体を確認してください。
- 今後、新たにQ&Aや通知が発出された際、又は報酬改定の際には、取扱いが変更となる場合があります。
- 本資料は、世田谷区ホームページに掲載しております。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/008/d00134754.html>

ホーム>目次から探す>福祉・健康>高齢・介護>介護保険事業者向け情報>介護保険事故・苦情の届出、指導・監査に関する情報>世田谷区介護サービス事業者等集団指導について

※世田谷区ホームページの検索窓にページ番号「134754」を入力して検索すると、上記のページが表示されます。

- 地域密着型サービス事業者に関する世田谷区への申請・届出の様式類や区が発出している通知については、下記の世田谷区ホームページでご確認ください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/005/d00015036.html>

ホーム>目次から探す>福祉・健康>高齢・介護>介護保険事業者向け情報>地域密着型サービスに関する情報>地域密着型サービス事業者の指定・更新・変更等

※世田谷区ホームページの検索窓にページ番号「15036」を入力して検索すると、上記のページが表示されます。

※本資料の掲載情報は、令和4年12月15日時点のものです。